

はじめに ～ 16 世紀後半の時代像～

- ・毛利氏による支配の特質

松江地域は権力交代期～毛利氏支配下

- ・人々の暮らす地域社会

気候の寒冷化、凶作飢饉、戦乱、経済変動に巻き込まれた時代

I 松江地域の16世紀

天文 11 ～ 12 年 (1542 ～ 43) 大内氏の出雲国遠征 → 大内氏の敗走

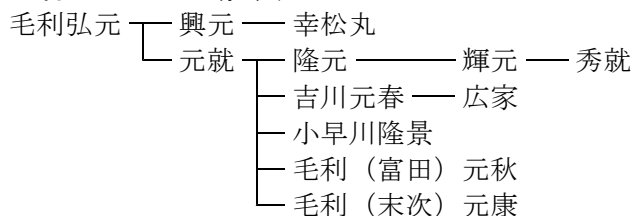
永禄 5 ～ 9 年 (1562 ～ 66) 毛利氏の出雲国侵攻 → 尼子氏の滅亡

永禄 12 ～ 元龜 2 (1569 ～ 1571) 尼子氏再興戦 → 尼子氏の敗走

→ 内水面交通の重要性、港湾都市群の重要性

＝宍道湖・中海・島根半島周辺の海・湖の制圧が、戦局の帰趨を分ける

II 毛利氏による出雲国支配



(1) 地域支配体制

河合正治氏「毛利両川体制」＝ 1557 三氏教訓状により成立 山陰地域は吉川元春

池享氏「元秋－隆重体制」＝富田城主 (富田元秋・天野隆重) の出雲国支配

永禄 10 年 (1567) 天野隆重が富田城主

元龜元年 (1570) 毛利元秋・天野隆重が富田城主 吉川元春は平田が軍事拠点

天正 14 年 (1586) 毛利元康が富田城主

天正 19 年 (1591) 吉川広家が富田城主

(2) 戦争の連続

永禄 11 ～ 12 年 (1568 ～ 69) 大友氏と戦争 (筑前国立花城攻撃)

永禄 12 ～ 天正 6 年 (1569 ～ 1578) 尼子勝久・山中鹿介との戦争

天正 2 ～ 3 年 (1574 ～ 75)

毛利氏包囲網 (大友・三村・三浦・浦上・尼子・能島村上)

天正 4 ～ 10 年 (1576 ～ 82) 織田信長との全面戦争

天正 12 ～ 13 年 (1584 ～ 85) 秀吉による長宗我部氏との戦争に動員

天正 14 年 (1586) 秀吉による島津氏との戦争に動員

天正 18 年 (1590) 秀吉による北条氏との戦争に動員

天正 19 ～ 慶長 3 年 (1591 ～ 1598) 秀吉による朝鮮侵攻に動員

(3) 給地の「差合」(「明所」給与の「約束」不履行)

◎長田東郷 (多賀氏・三刀屋氏・宇山氏の差合)

永禄 6 (1563) 元就が多賀元龍に東長田 250 貫宛行 (関関録144洞玄寺7)

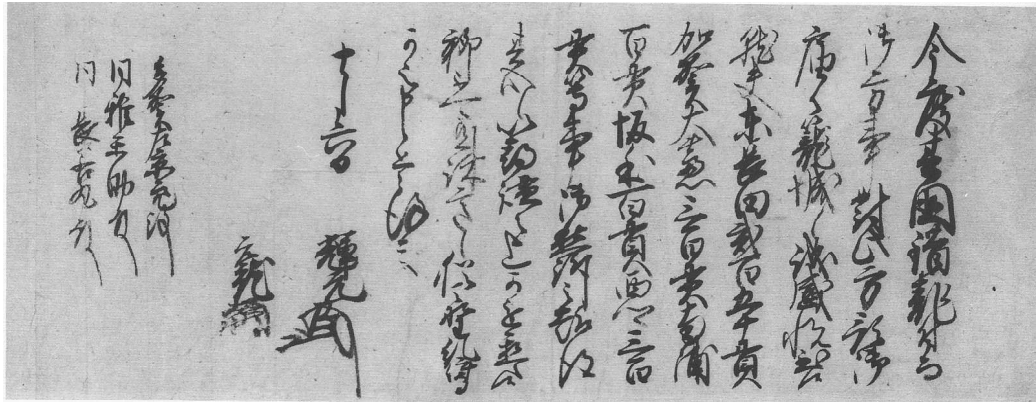
→この後毛利氏方へ転じた米原綱寛へ給与

永禄 12 (1569) 多賀長若に米原給 250 貫宛行 (多賀文書 755・761)

宇山久信が元就の約束等を根拠に愁訴 (関関録 88 井原 3)

元龜元 (1570) 多賀・三刀屋・宇山の差合 いずれも「約束之地」(多賀文書 782)

毛利氏が多賀氏に給与すると裁決 (多賀文書 762)



(早稲田大学図書館所蔵文書)

毛利元就判物 (関関録 144 洞玄寺 7)

乃白三百貫・嶋根東長田貳百五拾貫・國屋百貫之事進之置候、全可有御知行候、如件
永祿六年六月廿四日
多賀左京亮殿
元就 御判

天野隆重・新藤就勝連署書状 (多賀文書・異體^(山梨)七六二)

今度尼子孫四郎方乱入之刻、長若殿為人体、雅樂助殿^(多賀元忠)其外御家中衆^(島根郡)歷々御籠城無比類存候、殊夜白之御辛勞無申計候、
每事働之時、別而御手衆被心懸候、一段之儀候、仍米原給之内東長田貳百五拾貫・加賀大蘆三百貫・坂本百貫・西郷
參百貫・南浦百貫、右千貫之事御愁訴有度之由蒙仰候条申窺候、御返事之旨重而可申入候、於吾等弥不可有無沙汰候、
尚以御忠儀肝要存候、恐々謹言、
永祿十式
八月廿一日
(天野) 隆重 (花押)
(新藤) 就勝 (花押)

毛利元就・同輝元連署書状 (切紙、多賀文書・異體^(山梨)七五五)

今度其国錯乱付而、御方事对此方預御届御籠城候、誠感悦至候、就夫東長田貳百五拾貫・加賀大蘆三百貫・南浦百貫・
坂本百貫・西郷三百貫等事、御愁訴之趣得其心候、以静謐之上可進置之候、聊不可有疎意候、猶天野紀伊守可被申
候、^(永祿十三年) 恐々謹言、
十月六日
輝元 (花押)
元就 (花押)
(元龍) 多賀左京亮殿 (元忠) 同雅樂助殿 同長若丸殿 (原文宛名並列)

天野隆重書状写 (関関録88井原3)

就今度敵乱入、俄及籠城候、然處即時御馳籠、日夜御辛勞無申計候、殊馬木・河本・湯原以下手返之刻、無二之御覺
悟無比類候、然者御親父對飛驒守殿、歷々地元就約束被申候、且其筋目、且當時為御忠儀、島根郡内末長田貳百五拾
貫、同郡片口七類七拾貫、秋鹿郡猪野内貳百貫、能義郡赤江領家分百貫、伯州会见郡赤井手五百貫、都合千百貳拾貫
前御愁訴候、被成御分別候様申調可進之候、於吾等聊不可有緩候、恐々謹言、
九月廿八日
隆重 判
「
(久信) 天野紀伊守
宇山善五郎殿 御番所 隆重 」

毛利氏・小早川氏家臣連署書状 (折紙、多賀文書・異體^(山梨)七八二)

御折紙拝見申候、仍東長田之事、重々蒙仰候、當時三刀屋・宇山善五郎方へ之雖約束之地三候、羽倉山下之事候間、
御裁判候ハて不相叶儀候条、右兩人へ重疊御理可被申候、先々可被入御手候、落着之儀重而可申談候、次於安木、当
座御裁判之地、是又未相調候哉、元秋御分別儀候間、弥直二^(茂)被仰候而、可然被存候、從是可被申入候、委細者御使
者へ具相含候条、不能多筆候、恐惶謹言、
六月十三日
元良 (花押)
栗屋内藏^(元種) 元種 (花押)
井上又右衛門尉^(春忠) 春忠 (花押)
(端うは書) 「 多賀左京亮殿 参 貴報 」

毛利元就・同輝元知行宛行状 (折紙、多賀文書・異體^(山梨)七六二)

島根之内東長田之事、進之置候、全御知行肝要候、仍一行如件、
永祿拾三年極月十一日
輝元 (花押)
元就 (花押)
多賀左京亮殿



◎赤江（毛利元秋・宇山氏の差合）

永禄 12（1569） 元就約束を根拠に宇山久信が赤江領家分 100 貫愁訴（関関録88井原3）
毛利元秋に赤江 100 貫宛行 =差合

元亀元（1570） 宇山久信に赤江代所として円福寺 100 貫宛行

◎円福寺（大野氏・宇山氏の差合）

元亀元（1570） 大野高直に円福寺 300 貫安堵

宇山久信に赤江代所として円福寺 100 貫宛行 =差合

毛利元就・同輝元連署充行状（厚狭毛利家文書）

雲州之内富田庄七百貫、山佐三百貫、今津中洲三百貫、松井下坂三百貫、飯生實松三百貫、田頼百五十貫、坂田三百貫、日白五十貫、赤江百貫、安田貳百五十貫、荒嶋三百貫、掛屋百五十貫、佐陀福頼分三百五十貫地等之事遣置候、全知行肝要候、仍一行如件

永禄拾貳年極月十九日

輝元（花押）

元就（花押）

（毛利元秋）
少輔十郎殿

吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良連署書状写（関関録 88 井原 4）（安芸）

就今度富田御領城、千貫地御約束候、雖然明所等無之条全六百貫余之事、於吉田可申調候、以此旨弥御忠儀肝要候、恐々謹言、

永禄十三

三月十六日

（署判略）

宇山善五郎殿

大野氏知行分書立（讃岐三木家文書）

覚

一おあし 三百貫

一円福寺^{寅菊領} 三百貫

一岡本 百貫

一大野 御本地之儀ハ不及申候、

以上

御書立之前、差相所も候間、別地を被引合被申談候、尤目出候、早々御行肝要候、かしく、
五月十日

吉川元春書状写（閩閩録88井原14）

今度延福寺之内百貫前之儀、取成進置付而、為祝儀御太刀一腰百疋、并御樽^{大三}二折送給候、御丁寧之段畏悦之至候、委細者御使者^江申候、恐々謹言、

霜月十九日

元春 御判

宇山大蔵丞殿 御返報

毛利輝元書状写（閩閩録88井原15）

其方給地赤江之儀、元秋重畳雖申理候、無分別候之条、為代所延福寺之内百貫之地宛遣候、赤江之事本地之儀候条、以連々可令裁許候、委細者自元春可被申候、謹言、

十一月廿八日

輝元 御判

宇山大蔵丞殿

◎氷室莊（宍戸氏・天野氏の差合）

永禄 12（1569） 天野元友へ 100 貫宛行

元亀元（1570） 大野高直が現形の際に、宍戸隆家給地の岡本保 100 貫を望む
宍戸隆家に岡本保替地として氷室 100 貫宛行 =差合

天正 11（1583） 天野元勝に替地として円福寺 100 貫宛行

福原貞俊・小早川隆景連署書状写（閩閩録92天野 5）

就今度富田籠城、對天野雅樂允方氷室百貫御判被遣候、然者其段元春・通良・隆景・貞俊依無案内、大野次郎左衛門^(高直)現形之刻、^(隆元)隆家御約束之地岡本百貫相望付而、種々從元春御理被仰、隆家同心之条、為彼替地氷室百貫被遣之通、於鷗巢為若殿御意各申渡候、然處右如申之、天野雅樂允方拜領之地候、就夫唯今頗存分等被申候、忠儀と申之尤候、無餘儀、左候間以替地大野所^江被仰分、隆家^江岡本被進之、雅樂允方^江氷室被返付候様、御下知可忝之由被申事候、右之趣淵底御兩所御存知之儀候、能々被成御披露、元春^江御相談候様御申肝要候、委細者雅樂允方可被申候、恐々謹言

六月九日

隆景 御判
貞俊 判

國司右京亮殿
兒玉三郎右衛門尉殿

御宿所

毛利輝元書状写（閩閩録92天野 9）

天野少輔^(元龜元)由楯家代所之事、以嶋根圓福寺百貫之地可遣置候、此由可被仰聞候、恐々謹言

壬 正 月 廿 三 日

輝元 御判

元春 貞俊 隆景 参 人々申給へ （原文宛名並列）

◎多久郷久木村（三刀屋氏・野村氏の差合）

元亀 4（1574）以前 毛利氏が三刀屋久扶・野村士悦の双方にに久木村給与を約束
野村士悦が愁訴したため毛利氏が裁定
=三刀屋 150 貫・野村 75 貫宛行 →三刀屋が承伏せず

四月三日毛利元秋・天野隆重連署書状（野村家文書〈閩閩録 123 野村 31〉） 毛利氏の吉田奉行人宛

（前略）三刀屋方・野村信濃守申結候久木之儀、去年信濃守致参上申上候處、右之地之内百五十拾貫三刀屋^江被遣、信濃所へも七拾五貫可被遣之通、以御奉書被仰上候、則其旨三刀屋^江申届候處無分別候^舊、左候へハ信濃守事^茂色々存分深々と申候つれ共、去年之儀者備中表御在陣之刻候条、為兩人確申留候、只今致参上候間、彼申分之儀何分にも被作落着候様可預御披露候、於趣者信濃守可申上候（下略）

四月二六日井上春忠書状（野村家文書〈閩閩録123野村37〉） 野村士悦宛

（前略）御状之通具遂披露候、彼久木村之事、于今一途相澄不申之由、寔^(久扶)笑止千万ニ存候、貴所御心中察存候、三刀屋^(三刀屋)殿^江も數ヶ所之御約束、ひゑ見原・熊野肝要之在所等于今不相澄候間、宍戸殿并某許御奉行中之御意見^茂不成候而無一途事爰元ニも推量被申候、（下略）

◎直江（毛利元康・鰐淵寺の相論、明所不足による処置が原因）

年未詳 毛利元康が給地を要求 明所がないので鰐淵寺領直江を要求 =相論
→替地が整うまで鰐淵寺から直江半分 100 貫を借りる形で元康へ給与
元康が 100 貫分 300 俵では不足で 500 俵必要だと要求

吉川元春書状 （鰐淵寺文書） 直江之義、元康種々令意見、半分宛ニ相澄申候、鰐淵寺宗徒迷惑之通重畳雖被申候、為我等申理、右之分落着候、於其元弥被仰渡、納得之口可被差上事、肝要存知候、恐惶謹言、 九月廿八日 （兄玉春種） 児市 御申候へ 元春（花押）	
吉川元春書状 （鰐淵寺文書） 直江之義、重畳雖申理候、元康無分別付而、御存分之様ニ不相調候、我等氣遣疎候様ニて、御心中口惜敷候、於外目者児市可申達候之条、御分別可為本望候、仍於伯州一寺可遣置之通令申候、然者彼表任存分候之条、引合可申談候、猶任口上候、恐々謹言、 九月廿八日 和多坊 御同宿中 元春（花押）	
吉川元春書状 （鰐淵寺文書） 直江之儀、重畳申理半分寺家へ付申候、追而元康へ替地被遣置候て、右之地如前々帰附候之様可令裁判候、恐々謹言、 九月廿八日 鰐淵寺 年行事 和多坊 御同宿中 元春（花押）	
口羽通良書状 （鰐淵寺文書） （尚々書略） （兄玉春種） 鰐淵寺領直江之内、百貫前、暫借候而、元康へ被遣之候、然処ニ從寺家児市へ被伺候へハ、百貫前ニ三百俵尻之坪付被渡候へ之由候とて、其分ニ被調、從 元春様寺家へ御一通被遣候之条、我等 茂 加判仕候之处ニ、元康不足之由候て、 直江六分一成共、五百俵尻成共、可請取之由被仰候て、相支之由候、自最前和多坊へ被遣之候内を以、於寺家建立候日頼院寺領ニ候、又渡辺左衛門尉抱分 茂 候、坊々経田 茂 、少宛在是之由候間、彼是以三百俵尻にて相澄候之様ニ、御故実專一候、幸其元御在陣之儀候間、相調候之様ニ、元康へ可被申候、此田地之儀者仮地之儀候条、明地候ハ、鰐淵寺へ可被成御返候之間、可有其御心得候、（以下略） 十月廿五日 （兄玉元良） 児口口右 御陣所 （口羽） 通良（花押）	

Ⅲ 動乱に巻き込まれた地域の人々

天正 4 年（1576） 「国次不作」

秋上幸益書状写 （厳島野坂文書） 追而令啓上候、仍而近年可致祇候覚悟候処、当国御国次不作付而、無調法を促致無沙汰候、併御立願御礼儀彼は延引令迷惑候、去春可参之由、御家来之衆中へ茂参会申約諾申候処、不思儀ニ中風相煩候て、于今然々無之付而遅々候、就其朝酌之儀、私式努々望申儀無之候へ共、從 元就様預ケ被下候条、御判致頂載候、然者国次付而、彼在所新山程近候而、一円不作仕候、近年ハ干損彼是以迷惑存候、雖然御理申候ハす候へハ、神慮無勿体存候間、先去納までの辻冥加与存知、致進上候、至当年毛ノ上能御座候ハ、直様取沙汰仕度存候、万事御取成仰候、於此国相当之御用等蒙仰、不可存余儀候、何篇加養生致社参、積御礼可申述候、委細者此者可申入候、恐々謹言、 天正四年 正月十四日 種盛殿 参 御宿所 秋上三郎右衛門尉 幸益	
--	--

天正 5 年（1577） 鰐淵寺本堂造営
奉加の国衆等（毛利元康・天野隆重・三沢為虎・三刀屋久扶・宍道政慶・湯家綱）
造営棟札に「当州十郡之人乞曳木運石」
天正 8 年（1580）杵築大社遷宮 先例通り出雲国へ「国次段別」を賦課
天正 11 年（1583）神魂社造営 2/22 炎上 2/25 千家義広が番匠を据える
番匠大工（金田民部）、鍛冶大工（水助兵衛）、山大工（佐草の鍛冶屋）

神魂社造営覚書断簡 （秋上家文書） 諸村負担分 「今度者悉皆宮焼失候条、かやふきにも長拝殿ハ仕候ハて不叶儀にて、木竹郡中へ御当候て、諸村へ当くはり候てつくらせられ候」 「作事庭夫、意宇郡中より出仕候」 「番匠こや・かちや・納所屋等、村々へ当仕候」 「島郡にて木取候へハ、其近辺隣郷の者、杣庭夫仕」 「木山出し海上へ引事、島根之郡林方より被申觸候て、村送ニ外海・内海ヲ舟にてこかせ、津田	
---	--

表へ引付候」
「ふきくれの事、同内海まで島根三郡より送付」 （屋根を葺くための樽）
「社之内外普請之事、村々へ当之事」
毛利氏負担分
「造営之時、そま衆・番匠悉皆之まかない米方、国主より御出し候」
「かり殿立時、大庭反錢をなし申、米ハ御屋形様より」
国衆・寺院負担分
「才木宮へ引付事、国衆分限ニ当、引せ申候事」
「竹釘之事、国中寺へ当」
「かなくきの事、かね炭をかわせ、宮にて打候事、多分かいい候て、釘仕候」
「番匠之所へ茶番之事、当社神宮寺領供僧分田地より日々仕」

天正 13 年（1585）日御崎社造営 出雲・石見・伯耆へ「棟別錢」を賦課

おわりに

- 惣国検地と知行替（八箇国御時代分限帳）
- 意宇郡は吉川広家領
- 多くの出雲国衆が転封
- （宍道氏→阿武郡 多賀氏・湯氏→美祢郡）
- ◎毛利氏による支配の特質
 - 戦争の連続
 - 不安定な知行関係
 - 度重なる造営事業
- ◎ 16 世紀後半の地域社会に暮らす人々
 - 不安定な生活基盤
 - 人々の移動
 - 物流の変化

八箇国御時代分限帳			
能義郡		計14943石	持高総計
一門	広家領	14943	36165.48
意宇郡		計14983石	持高総計
一門	広家領	14983	36165.48
島根郡		計4985.6石	持高総計
御蔵入		93	
一門	元清領(元就4男)	1589.474	13758.53
	元康領(元就8男)	2229.771	23829
家臣	内藤弥右衛門	170.008	201.817
	長善右衛門	127.432	452.66
	中村大炊助	90.128	510.899
	蔵田市之助	53.102	308.898
	高橋藤右衛門	14.18	17.681
	米原新右衛門	51.86	152.322
	武安木工丞	152.04	190.227
	田門右衛門尉	10.7	130.67
寺領	鰐淵寺	39.034	943.867
社領	大内若宮	7.89	7.89
御中間類	新御中間100人分	356.996	356.996
秋鹿郡		計4097.6石	持高総計
一門	元清領(元就4男)	473.723	13758.53
	元康領(元就8男)	1070.594	23829
家臣	天野九郎左衛門	159.4	1018.413
	渡辺四郎兵衛	30.016	30.016
	児玉仁右衛門	100.133	2040.747
	児玉十郎右衛門	30.007	71.108
	有地美作	1018.304	1518.306
	粟屋又右衛門	13.158	105.321
	小川右衛門兵衛	149.984	149.984
	長善右衛門	172.61	452.66
	河野太郎兵衛	12.11	105.669
	湯原又平次	320.84	320.84
	神保宮菊	8	156.976
	矢島助四郎	100	100
	木村彦左衛門	12.34	45.072
	馬木惣兵衛	200.008	200.008
	小島織部助	50.015	50.015
寺領	波置宮内	80	80
	瑞川寺	37.422	50.305
	松ノ坊	40	40
	一畑寺	18.9	18.9